

教育委員会の組織改正に伴う日程について

1 新旧行政組織図 (案)  
(現在)

教育委員会	教育総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育総務課 (学校) (西部学校給食合同調理場)</li> <li>・ 教育政策推進課</li> <li>・ 学務保健課</li> <li>・ 教育指導課 (教育文化センター) (八ヶ岳野外体験教室) (学校教育相談センター)</li> <li>・ 学校施設課</li> </ul>
	生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習課 (藤沢・村岡・併設11公民館)</li> <li>・ 文化推進課</li> <li>・ 総合市民図書館 (南・辻堂・湘南大庭市民図書館)</li> <li>・ スポーツ課</li> </ul>

→

(新)

教育委員会	教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育総務課(学校)</li> <li>・ <u>学校教育企画課</u> (教育文化センター) (八ヶ岳野外体験教室)</li> <li>・ 教育指導課 (いじめ防止対策担当) (学校教育相談センター)</li> <li>・ 学務保健課</li> <li>・ <u>学校給食課</u> (西部学校給食合同調理場)</li> <li>・ 学校施設課</li> </ul>
	市長部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習総務課 (藤沢・村岡・併設11公民館)</li> <li>・ <u>郷土歴史課</u></li> <li>・ <u>文化芸術課</u></li> <li>・ <u>スポーツ推進課</u></li> <li>・ 総合市民図書館 (南・辻堂・湘南大庭市民図書館)</li> </ul>

→

2 教育総務部の組織 (案)

教育委員会

【 教 育 部 】 ※教育総務部を改称

- 教育総務課 (学校)
- 学校教育企画課 (教育文化センター, 八ヶ岳野外体験教室)  
※教育振興基本計画業務, 教育文化センター・八ヶ岳野外体験教室に関する業務等
- 教育指導課 (いじめ防止対策担当, 学校教育相談センター)  
※いじめ防止対策担当・・・いじめに関する予防策, いじめの調査等の業務
- 学務保健課
- 学校給食課 (西部学校給食合同調理場)  
※現在の教育総務課の給食業務, 今後の中学校給食の検討, 給食費の公金化等の業務
- 学校施設課

### 3 生涯学習部の組織（案）（生涯学習関連事務の市長部局による執行）

#### (1) 背景

教育委員会の職務権限に属する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第23条に規定されており、本市においても、社会教育（公民館、図書館及び文化推進の事業を含む。）、スポーツ及び文化財保護に関する事務を、教育委員会事務局の組織内に生涯学習部を置き、所属各課の分掌事務としているところです。

平成19年6月の地教行法の改正（第24条の2）により、教育委員会の職務権限の特例として、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツ及び文化に関する事務を管理及び執行できる（以下「特例条例移管」という。）こととする規定が追加され、「スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化」が図られました。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7において、教育委員会の事務について、首長の補助機関に対する事務委任及び同機関により補助執行することができることと規定されており、近年、神奈川県内の多くの市町村においても、当該市町村の実情に応じて、特例条例移管及び補助執行等の手法を織り交ぜて、スポーツ及び文化行政だけに限らず、社会教育や文化財保護を含めた生涯学習に関する事務の全般について、他の関連行政とあわせて首長部局により一元的に執行できる組織体制へ移行しています。

（平成23年6月に制定されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）においても、市町村におけるスポーツ推進計画の策定、スポーツ推進審議会の設置及びスポーツ推進委員の委嘱について、首長による執行ができることが規定されました。）

#### (2) 生涯学習部の組織改正（案）

平成24年度施政方針に掲げられた「郷土愛あふれる藤沢」の実現を目指すことを踏まえ、次に掲げる取り組みの一層の推進を図るため、これまで教育委員会生涯学習部の分掌事務であった生涯学習（社会教育及び公民館事業を含む）、文化財の保護・活用、文化芸術の振興、スポーツ推進及び図書館運営の事務を市長部局において所管することにより、まちづくり等の関連行政と一元的・効率的に執行することが可能となるものです。

- だれもが気軽に文化的な学習や生涯スポーツ活動ができる環境の整備
- 藤沢の歴史を知り文化遺産に親しめる機会の充実を図り郷土愛を育む
- 芸術・文化の創造及び伝統文化の継承に向けた活動の支援

#### 市長部局

##### 【 生涯学習部 】

- 生涯学習総務課（藤沢公民館、村岡公民館、併設11公民館）
- 郷土歴史課（※旧生涯学習課文化財担当＋博物館準備担当）
- 文化芸術課（市民会館、湘南台文化センター、市民ギャラリー）
- スポーツ推進課（秩父宮記念体育館他スポーツ施設）
- 総合市民図書館（南・辻堂・湘南大庭市民図書館、市民図書室）

### (3) 規則により教育委員会に付議する事項（案）

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- ② 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- ③ 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- ④ 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- ⑤ 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- ⑥ 第29条に規定する意見の申出に関すること（教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見）。

（地教行法第26条第2項各号に掲げる事務）

### 4 組織改正に向けた今後の日程（予定）

- ・ 1月 市長から教育委員会へ組織改正へ向けた申し入れ（予定）
- ・ 2月上旬 教育委員会2月定例会 市長との組織改正に関する協議について審議
- ・ 2月18日 市議会2月定例会本会議 事務分掌条例改正議案上程
- ・ 3月1日 本会議 議決
- ・ 3月下旬 教育委員会3月定例会 事務分掌条例改正議案の議決を受け、教育委員会規則等（事務局組織等規則他、関連規則等）を改正

以上